



定期健康診断有所見者の対応は？

わが社では、定期健診の結果、何らかの異常のある労働者が増加しています。脳・心臓疾患発生防止等のため、有所見の改善の取組みについて教えてください。



保健指導、健康教育等の取組促進を

事業者が適切な事後措置、保健指導等を行うと共に、特に、労働者自らが食生活改善、運動等に取り組むよう指導、情報提供等を行うことが重要です。

定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は50%を超える状況にあり（図1）、また、脳血管疾患及び虚血性心疾患等による労災支給件数も高水準にあります（図2）。また、第11次労働災害防止計画においても、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。」が目標の一つに掲げられています。

厚生労働省から平成22年3月25日付け基発0325第1号「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について」により、事業者が有所見の改善のために取り組む事項等が示されています。これらを参考に以下の取組みをすることが有効です。

① 常時50人以上の会社では産業医を選任し、従業員

の健康管理をしっかりと行うこと。

- ・有所見者や長時間労働者がいたら、産業医から就業上の措置に関する意見を聞いて措置を行うこと。
- ・長時間労働者には早めに「医師による面接指導」を受けさせること。 など

- ② 産業医や保健師等の食生活指導、保健指導の実施や健康管理に関する情報提供を十分行うこと。
- ③ 企業全体で、肥満防止や禁煙推進運動を行うなど、従業員の健康管理についての意識を高める活動を展開すること。
- ④ 常時50人以上の会社では、毎月1回以上、衛生委員会を開き、上記に係る対策や過重労働防止対策等を検討すること。

図1 一般定期健康診断の有所見率の推移

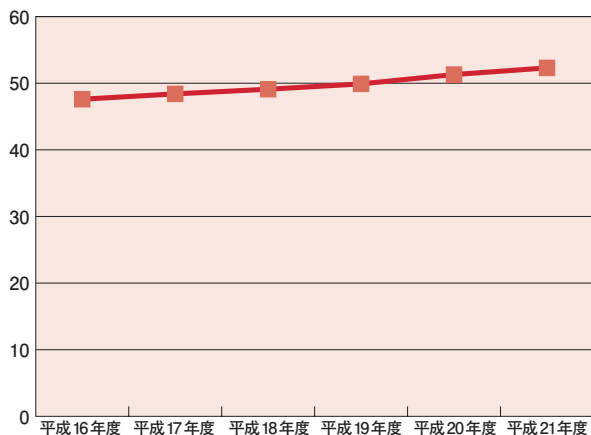


図2 脳・心臓疾患に係る労災請求・認定件数の推移

